

令和5年度

保育所等入所申込みの しおり



年度途中入所の申込み
締め切りは入所希望月の
前月10日です。

宇治市宣伝大使
ちはや姫

保育所等の入所を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、定められた期間内にお申し込みください。申込みに必要な書類に不備・不足があると受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

宇治市福祉こども部 保育支援課

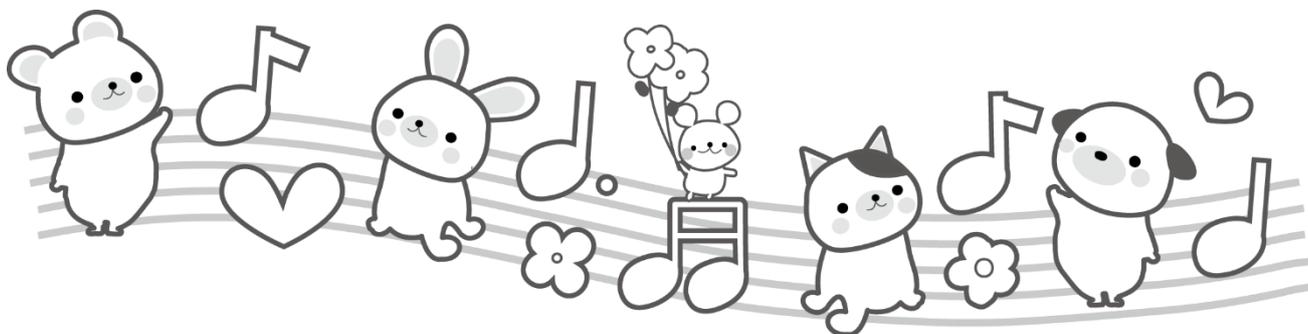
〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地

TEL 0774-20-8732(直通)

目次

□ お申込みの前に	2
□ 申込方法（一斉入所申込みの場合）	2
□ 申込方法（年度途中申込みの場合）	3
□ 申込みに必要な書類	4
□ 保育の必要性の事由と要件書類	4
□ 保育所等利用に関する留意事項	6
□ 利用調整（入所選考）	7
□ 支給認定	8
□ 保育必要量について	9
□ 利用時間・住所・世帯情報等の変更について	9
□ 認定こども園について	10
□ 分園について	11
□ 幼児教育・保育の無償化について	12
□ 保育料について	13
□ 保育料・給食費に関する留意事項【参考】	16
□ 保育料の納付方法	17
□ マイナンバーの記載と本人確認書類提示について	18
□ 入所申込書類の記入例	19
□ 保育所等一覧	23
□ 子育て関連施設マップ	25

※「保育所等」とは、保育所（園）・認定こども園・家庭的保育施設・小規模保育施設を指します。



お申込みの前に

お申込みの前に、P.23～26 の「保育所等一覧」・「子育て関連施設マップ」で保育所等の名称・所在地・入所定員・開所時間・入所可能月齢などを確認してください。

- ◆ 入所可能年齢は、0 歳から就学前の子どもです。なお、0 歳児は、入所可能月齢が保育所等により異なります。
- ◆ 入所日は各月初日、退所日は各月末日です。
- ◆ 入所月の 1 日時点で宇治市内に住民票を置いている必要があります。
- ◆ 入所してしばらくの間は保育時間を短くし、徐々に保育所等での生活に慣れるようにしていきます（慣らし保育）。なお、入所月より前の慣らし保育は実施しておりません。
- ◆ 保育所等の休所・休園日は、日曜・祝日・振替休日・年末年始です。なお、園の行事の影響がある時や気象警報発表時など、臨時休所・休園することがあります。
- ◆ 年度末及び年度初めは協力保育期間とし、ご家庭での保育をお願いする場合があります。
- ◆ その他、P.6 の「保育所等利用に関する留意事項」をお読みください。

* 保育所等の見学について *

保育所等では、行事がある場合などを除き、随時見学を受け付けています。見学をご希望の方は、各保育所等へ見学が可能かどうか、事前に電話で確認をお願いします（P.23、24 参照）。

申込方法（一斉入所申込みの場合）

保育支援課（宇治市役所）へ提出する場合

- ◆ 提出期間：令和 4 年 12 月 1 日（木）～14 日（水）（10 日（土）と日曜日は除きます）

* 受付時間（保育支援課へ提出する場合） *

日	月	火	水	木	金	土
				1 日	2 日	3 日
				9 時～17 時	9 時～17 時	9 時～12 時
4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日
	9 時～17 時					
11 日	12 日	13 日	14 日			
	9 時～17 時	9 時～19 時	9 時～19 時			

- ◆ 提出場所：宇治市役所 1 階 101 会議室
- ※ ただし、令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 2 月 2 日までに生まれた子どもの申込みについては、令和 5 年 2 月 6 日（月）までに、市役所 2 階保育支援課の窓口へご提出ください。
- ◆ 一斉入所の申込期間中は、各保育所等・年齢ごとの受入枠及び第 1 希望の申込状況を公表しています。お手数ですが、保育支援課へお電話にてお問い合わせください。
- ◆ 入所選考結果は、2 月中旬以降に文書で通知します。

保育所等へ提出する場合

- ◆ 提出期間：令和4年12月1日（木）～3日（土）

* 受付時間（保育所等へ提出する場合） *

日	月	火	水	木	金	土
				1日	2日	3日
				10時～16時	10時～16時	9時～12時

- ◆ 注意：保育所等では書類をお預かりするだけで、正式な受け付けではありません。申請に必要な書類が保育支援課に届き、不備・不足がない場合、「受付整理票」を送付します。この「受付整理票」をもって正式な受け付けとします。なお、不備・不足があった場合は、保育支援課から通知を行います。受付整理票が12月16日（金）までに届かない場合は、保育支援課までお問い合わせください。

郵送で保育支援課へ提出する場合（宇治市外に居住されている方のみ）

- ◆ 提出期間：令和4年12月1日（木）～14日（水）の消印分まで有効
- ◆ 注意：郵送での提出を希望される方は、必ず事前に保育支援課へ電話で連絡してください。市外に居住されている方が郵送で提出されても、正式な受け付けではありません。申請に必要な書類が保育支援課に届き、不備・不足がない場合、「受付整理票」を送付します。この「受付整理票」をもって正式な受け付けとします。なお、不備・不足があった場合は、保育支援課から通知を行います。保育支援課から12月16日（金）までに連絡がない場合は、保育支援課までお問い合わせください。市内に居住されている方は、郵送で提出されても受け付けできません。

申込方法（年度途中申込みの場合）

- ◆ 提出期間：入所希望月の2か月前の1日～入所希望月の前月の10日（※）
- ※ 10日が市役所閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は、前開庁日が申込締切日となります。
- ◆ 提出場所：宇治市役所 2階 保育支援課
- ◆ 受付時間：9時～12時、13時～17時

途中入所申込締切日

4月入所（2次）	令和5年3月10日（金）	10月入所	令和5年9月8日（金）
5月入所	令和5年4月10日（月）	11月入所	令和5年10月10日（火）
6月入所	令和5年5月10日（水）	12月入所	令和5年11月10日（金）
7月入所	令和5年6月9日（金）	1月入所	令和5年12月8日（金）
8月入所	令和5年7月10日（月）	2月入所	令和6年1月10日（水）
9月入所	令和5年8月10日（木）	3月入所	令和6年2月9日（金）

申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は、以下のとおりです。

- ①令和 5 年度 保育所等入所申込書
- ②保育所等入所申込補助票・児童健康状況票（表裏）
- ③子どものための教育・保育給付認定申請書

マイナンバーの確認できるものと本人確認書類をご提示ください（P.18 をご確認ください）。

※他市町村にお住まいの方が郵送で提出される場合や、保育所等へ提出される場合は、マイナンバーの確認できるものと本人確認書類の写しを提出してください。

- ④個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑤保育の必要性の事由を証明する要件書類 等

保育の必要性の事由と要件書類

	事由	要件	要件書類
1	家庭外または家庭内で家事以外の仕事をしている (在宅勤務を含む)	1 日 4 時間以上かつ月 60 時間以上就労していること。(内職の場合の収入の目安：2 万円/月以上) ※就労先が確定している採用予定者についても上記の要件に準じます。 ※育児休業中の方については、欄外注意書きをご覧ください。(注1)	・就労証明書（自営業を含む） ・自営業の方は追加で添付書類(注2)が必要 ・内職証明書 ・耕作証明書
2	妊娠中であるか、出産後間もない	出産・分娩予定日の前後各 8 週間のうち必要な期間(多胎妊娠の場合は前 14 週間・後 8 週間)	・母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日が記載されているページ)
3	病気やケガ、あるいは心身に障害がある	・身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳の交付を受けていること。 ・要介護認定を受けていること。 上記以外で概ね 1 か月以上の保育ができない旨の記載がある診断書などが提出された場合、その記載期間。	・障害者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・診断書
4	火災や風水害、震災などの復旧にあっている	火災、風水害、震災その他の災害の復旧にあっている場合、その復旧に要する期間。	・罹災証明書
5	病気や心身に障害のある同居親族などの世話をしている	身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳の交付を受けている人、または要介護認定を受けている人を常時世話していること。 上記以外で概ね 1 か月以上の看護が必要な旨の記載がある診断書などが提出された場合、その記載期間。	・障害者手帳の写し(または介護保険被保険者証の写し)及び介護・看護の内容を記載した申立書 ・診断書及び介護・看護の内容を記載した申立書
6	その他前記 1～5 の要件に類する状態にあること	・求職活動中であること。 ・学生であること(1 日 4 時間以上かつ月 60 時間以上就労していることが必要です)。	・就労誓約書(及び雇用保険受給資格者証の写し) ・在学証明書及び時間割表

- ※ 申込みに必要な書類は、必ず期日までにご提出ください。書類の提出がない場合や、提出された書類に不備・記入漏れがある場合は、入所選考ができませんので、ご注意ください。
- ※ 各種要件書類は、申込日より3か月以内に発行されたものに限りです。
- ※ 各種要件書類については、宇治市指定の様式があります。
- ※ 申込書類一式及び各種要件書類については、宇治市ホームページよりダウンロードしていただけます。
- ※ 2人以上の子どもを同時に申し込む場合は、各種要件書類は1部で結構です。
- ※ マイナンバーカードを利用した電子申請については、保育支援課までお問い合わせください。

㊦ 1：育児休業中の方

育児休業中の方は保育所等の入所資格はありません。そのため、育児休業中に保育所等を申込みされる方は、**保育所等の入所が決まった場合、入所月中に育児休業を切り上げて復職する必要があります。**育児休業からの復職が、入所希望月の翌月以降の方については、入所申込みの際に、「**入所が内定した場合の育児休業の短縮可否**」欄の「**可**」に☑がされた**就労証明書**を提出していただく必要があります。

また、保育所等への入所後、入所月中に復職されているかを確認させていただくために復職日の記載された**就労証明書**の提出を依頼する場合があります。

㊦ 2：自営業の方

自営業の方については、就労証明書と併せて、添付書類として**確定申告書の写し（第一表及び第二表）**の提出が必要です。開業から間もない等の理由により、確定申告をしていない方は、保育支援課までご連絡ください。

* ひとり親世帯の方（離婚、未婚、死別及び失踪宣告により母子・父子家庭とみなす場合）

ひとり親世帯の方については、戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療費助成制度受給者証の写し、遺族年金証書の写し等のひとり親世帯であることを証明する書類のいずれか一つの提出が必要です。

* すでに保育所等や一時預かり事業などを利用している方

転入により入所申込みをする方で転入前に保育所等を利用している方や、就労のために一時預かり事業などを利用している方は、利用を証明する書類の提出があれば、入所選考において加点対象となる場合があります。

詳しくは、別紙「**宇治市保育所等入所選考基準**」をご覧ください。

* 障害者手帳をお持ちの場合

在宅障害児（者）同居世帯の場合、保育料の階層によっては減免の対象となりますので、適正な保育料算定のため、障害者手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、国民年金の障害基礎年金を受給していることが分かる書類を提出してください（P.14、16 参照）。

また、入所選考において加点対象となる場合がありますので、詳しくは、別紙「**宇治市保育所等入所選考基準**」をご覧ください。

* 宇治市に転入予定の方（宇治市に住民票がない方）

子どもの氏名・生年月日が確認できる公的書類の写しを提出してください。

（例）住民票、健康保険証、子育て支援医療費受給者証等

保育所等利用に関する留意事項

保育期間について

求職活動や出産を理由に入所申込みをされた方は、入所が決まった場合、保育期間が決められています。

・求職活動の場合：求職活動を理由に保育所等に在籍できる期間は、入所日から原則 3 か月間です。保育期間満了月の月末までに就労証明書等が提出された場合は、保育期間は延長されます。

・妊娠・出産の場合：出産を理由に保育所等に在籍できる期間は、原則として産前 8 週（多胎妊娠の場合は産前 14 週）の属する月の初日から、産後 8 週の属する月の末日までとなります。以降継続して在籍する場合には、就労等別の事由が必要となります。

また、上記の理由以外にも、入所中に保育要件を確認する必要があるときは保育期間満了日を設け、要件書類の提出を求める場合があります。期日までに要件書類が提出された場合は、保育期間は延長されます。

育児休業を切り上げて入所した場合

育児休業を切り上げて入所された方は、入所月中に復職していただく必要があります。入所後、入所月の月末までに復職日以降に発行された就労証明書等の提出をお願いします。

入所中は保育要件が必要です

保育所等に入所中は、P.4 の保育を必要とする事由のいずれかに該当している必要があります。妊娠や退職など保育要件が変更となる場合は、その都度、状況に応じた書類の提出が必要です。

入所後に要件がなくなった場合や、長期にわたって（概ね 1 か月以上）通園しない場合は、保育の必要がないものとみなし、保育の実施を解除（＝退所）する場合があります。

【注】世帯の状況や保育を必要とする事由について、虚偽の申告が判明した場合、入所の取消し又は退所となることがあります。

入所中に育児休業を取得される場合について

入所中に育児休業を取得される場合の保育期間は、**最長で出生した子の 2 歳の誕生日の前日が属する月の末日まで**となります。

入所や退所は月単位になります

保育所等の入所日は各月初日、退所は各月末日となります。月途中の入所及び退所は受け付けません。また、保育料（または給食費）は 1 か月単位となっています。月の初日に在籍していれば、1 か月分の保育料（または給食費）がかかります。

退所する場合は、必ず退所日（各月末）までに「保育所等退所届」を提出してください。提出が遅れた場合は、翌月以降も保育料（または給食費）がかかることがあります。

転園について

原則、入所後は年度途中の保育所等変更の申込みはできません。転居や就労先の変更などの特別な理由により、通園時間が今までより片道 15 分以上余分にかかる場合に限りです。

転園希望先の保育所等の空き状況などにより、必ずしも転園できるものではありません。また、育児休業中の場合は、上記の理由があっても保育所等変更の申込みはできません（ただし、復職する場合のみ申込み可）。

保育所等変更の申込みは、通常の入所申込みと同じく、変更を希望する月の前月 10 日までです（P.3 参照）。

申込み時から変更があれば届け出をお願いします

保護者の保育要件、勤務先、勤務形態、住所、世帯の状況など、保育所等入所申込み時の状況に変更があった場合は、速やかに保育支援課へ届け出てください。また、在籍児童を含め、同居親族が障害者手帳の交付を受けた場合も、保育支援課まで届け出てください。

【注】市役所の他の部署に届け出た内容が、自動的に保育支援課に情報提供されるわけではありません。住所の変更や結婚・離婚などで市民課に届け出をされた場合等は、同時に保育支援課にも届け出が必要です。

利用調整（入所選考）

保育所等の受入可能数を超える申込みがある場合には、それぞれ第1希望→第2希望→第3希望の順に、別紙「宇治市保育所等入所選考基準」に基づいて保育が必要な児童の優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所決定を行います。

* 別紙「宇治市保育所等入所選考基準」について

入所選考において加点对象となる世帯状況や提出が必要な書類を記載していますので、よくお読みください。

※締切日までに要件書類等の提出がない場合は、たとえ「宇治市保育所等入所選考基準」に当てはまる点数があつたとしても点数の採用はできませんので、ご注意ください。

第3希望までで入所が決定できない場合は、入所保留（待機）となります。待機期間は同一年度内となり、翌月以降も入所選考を行います。結果については入所できる場合のみ連絡します。

なお、年度内（3月まで）に入所できなかった場合で、次年度（4月から）も入所選考を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みの手続き（一斉入所の申込み）が必要です。

- ※ 希望した保育所等以外の選考は行いません。
- ※ 各保育所等では、適正な保育運営を行うため、子どもの年齢ごとに受入可能数を設けています。
- ※ 受入可能数に空きがある場合でも、保育所等の職員体制等の理由により、入所できないことがあります。
- ※ 入所決定後は、各保育所等にて面談を受けていただく必要があります。

支給認定

保育所等の利用にあたっては、「支給認定証」が必要となり、児童の年齢や保育の必要性の有無等に応じて必要な認定を受けることとされています。保育所（園）や認定こども園（保育部分）を利用するためには、**2号認定**または**3号認定**を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定区分の種類】

認定区分		年齢	保育の必要性	利用できる主な施設
3号認定	保育標準時間	満3歳未満	あり	保育所(園)・認定こども園(保育部分) 地域型保育施設(※)
	保育短時間			
2号認定	保育標準時間	満3歳以上	あり	保育所(園)・認定こども園(保育部分)
	保育短時間			
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園(教育部分)

※ 地域型保育施設とは、家庭的保育施設・小規模保育施設などをいいます。

※ 3号認定から2号認定へは自動的に切り替わります。

【保育の必要量】

保育を必要とする事由や保護者の状況などにより、次のいずれかの認定を受けます。

保育標準時間 …… 11時間の中で必要となる保育時間が利用可能

保育短時間 …… 8時間の中で必要となる保育時間が利用可能



利用する保育施設により、標準時間・短時間の利用時間帯が異なりますので、詳しくは P.23~24 の「保育所等一覧（令和4年11月1日現在）」をご確認ください。

それぞれの利用時間帯を超える利用については延長保育となり、施設により別途延長保育料がかかる場合があります。延長保育料は、直接施設にお支払いください。

月間就労時間が短時間認定の対象であっても、勤務時間や通勤時間により、利用時間が各施設で認定している利用時間帯を超える場合は、標準時間認定となる場合があります。

（お願い）

保育施設については、原則として、保護者が就労等により保育を必要とする日時にご利用いただいております。認定された時間帯の利用を保障するものではありませんので、お仕事がお休みの日や早めのお迎えができる日は、できるだけご家庭での保育にご協力ください。

保育必要量について

保育を必要とする事由別の保育必要量の区分は下表のとおりです。

事由	保育必要量	条件
就労	標準時間	就労時間が月 120 時間以上
	短時間	就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満
妊娠・出産	標準時間	産前産後 8 週間（多胎妊娠の場合は産前 14 週間・産後 8 週間）
疾病・障害	標準時間	入院している場合
	短時間	通院・自宅療養している場合
災害	標準時間	自宅における災害復旧をする場合
介護・看護	標準時間	介護・看護時間が月 120 時間以上
	短時間	介護・看護時間が月 60 時間以上 120 時間未満
求職活動	短時間	原則 3 か月間
就学	標準時間	就学時間が月 120 時間以上
	短時間	就学時間が月 60 時間以上 120 時間未満
育児休業	短時間	入所中に育児休業を取得する場合、 最長で出生した子の 2 歳の誕生日の前日が属する月の末日までの期間 。育児休業終了後、復職されなければ保育要件に欠けるものとみなし、退所となりますのでご注意ください。 なお、育児休業を理由とする入所申込みはできません。

※ 上表に掲げる保育を必要とする事由以外でも、市長が必要と認めるものについては認定を行います。

利用時間・住所・世帯情報等の変更について

支給認定証に記載のある内容に変更が生じた場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更・取消）申請書」の提出が必要となり、この申請書が提出された翌月から変更となります。

◆ 保育の必要量（標準時間・短時間）の変更を希望する場合

たとえば、「求職活動を理由に入所申込みをしたため、3か月の求職期間中は短時間保育であったが、就職が決まったので標準時間保育を希望する。」や、「出産要件のため標準時間保育だが、短時間保育でいいので変更してほしい。」等の理由で保育必要量の変更を希望する場合には、状況に応じた書類の提出が必要になります。

保育の必要量については、申請があった月の翌月からの変更となります。さかのぼって変更することはできませんので、必ず変更を希望する月の前月までに手続きを行ってください。

◆ 住所を変更した場合や、離婚・結婚・養子縁組等により保護者に変更が生じた場合

市民課で各種変更の手続きをされた後、保育支援課に「教育・保育給付認定（変更・取消）申請書」をご提出ください。

認定こども園について

(1) 認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

○認定こども園に必要な機能

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（認定区分にかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

幼保連携型認定こども園における3歳以上の子どもの教育時間における学級編成については、1号認定・2号認定を区別せず一体的に行うことを基本としています。

- ② 地域における子育て支援を行う機能

子育て家庭を対象に、施設に通ってなくても子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能

※**幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を有する施設です。**

(2) 認定こども園の申込み

*認定こども園の保育部分（2号認定・3号認定）については、保育所（園）の申込みと同じく、保育支援課にお申し込みください。認定こども園の教育部分（1号認定）の申込みについては、直接施設へお問い合わせください。

*教育部分（1号認定）で入園後、就労状況の変化等で保育部分（2号認定）での利用をご希望の場合は、あらためて保育支援課に入所申込みをする必要があります。

なお、定員超過の場合など、希望人数が施設の受入可能数を上回り、希望者全員の保育利用が困難である場合は、ご希望に添えない場合があります。

(3) 保育料の納付について

認定こども園の保育料は保育所（園）と同様に市が決定しますが、納付については保育所（園）とは異なり、直接施設にお支払いいただきます。

分園について

* 登りこども園 *

登りこども園では、0歳～概ね1歳半までの間は、家庭的な保育環境である「分園（ぴっころ）」での保育、概ね1歳半からは集団・混合保育の可能な「本園」での保育と、児童の成長に合わせて保育場所を提供しています。

施設	内容	定員
本園	おもに1歳半児から就学前児の保育	330名
分園（ぴっころ）	おもに0歳児から1歳半児の保育	30名

- ※ 0歳児で「分園」に入所後、概ね1歳半を目安に保育場所（＝送迎先）が「本園」に変更となります（年度途中で変更になる場合もあります）。
- ※ 宇治市からの書類に記載される保育施設名と実際の保育場所が異なる場合があります。
- ※ 兄弟姉妹の保育場所が本園・分園の双方に分かれる場合は、基本的にはそれぞれの園への送迎となります。
- ※ 入所申込みは、本園・分園ともに「登りこども園」として受け付けます。

* なかよし保育園 *

本園を基点にしながら、子どもの徒歩で約10分の位置にある分園施設です。

分園は2階建てとなり、1階は支援事業（なかよしひろば）を主とし、2階において保育事業を行います。

4歳児の保育は、分園で行います。

施設	内容	定員
本園	2か月児から就学前児までの保育	120名
分園（あいあい）	4歳児の保育	30名

- ※ 全園児の送迎は本園となります。
- ※ 入所申込みは、本園・分園ともに「なかよし保育園」として受け付けます。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

	保育を必要としない満 3～5 歳児 (1 号認定児)	3～5 歳児 (2 号認定児)	0～2 歳児 (3 号認定児)
保育料	無料	無料	<u>市民税非課税世帯のみ</u> 無料
給食費 (主食費・副食費) ※副食費の免除制度あり	施設に納付	・民間保育園・認定こども園は 施設に納付 ・公立保育所は市に納付	

※実費として徴収されている費用（個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、保育所等が主催する行事の参加費など）や保育認定時間を超えて保育を受けるための延長保育料については、無償化の対象外です。

(1) 保育料について

3～5 歳児 全員の保育料が無料です。（保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外）

0～2 歳児 市民税非課税世帯に限り保育料が無料です。

（市民税が課税されている世帯は保育料が発生します。）

※1 号認定児は満 3 歳～5 歳児の保育料が無料です。

(2) 給食費について

3～5 歳児 給食費（主食費・副食費）をご負担いただきます。なお、副食費の免除制度があります（P.16 の保育料・給食費に関する留意事項【参考】をご確認ください）。

※公立保育所の給食費は、月額 5,500 円（主食費 1,000 円・副食費 4,500 円）です。

※民間の保育所（園）・認定こども園の給食費の額については各施設にご確認ください。

0～2 歳児 保育料に含まれています。

保育料について

保育料は、保育所等に通う子どもの年齢区分（令和 5 年 4 月 1 日現在）と保護者の市町村民税額（合計額）により決定します。市町村民税額は、住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）や寄付金控除等の税額控除の適用前の税額で決定します。

なお、保育料の算定の基になる市町村民税額の年度は下記のとおりです。これに伴い、年度途中で保育料が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

令和 5 年度		令和 6 年度
4 月分～8 月分	9 月分～翌年 3 月分	4 月分～8 月分
令和 4 年度の市町村民税額で算定 (税額通知は令和 4 年 6 月初旬)	令和 5 年度の市町村民税額で算定 (税額通知は令和 5 年 6 月初旬)	

- 年齢は、保育の実施がとられた年度の初日の前日における満年齢により区分するものとし、当該年度中はその年齢を適用します。
- 保育料には、実費（絵本代・体操服代など）・延長保育料などは含まれておりません。これらの費用は直接保育所等にお支払いいただきます。
- 保育料は、各月初日の世帯状況に応じて決定しています。確定申告及び修正申告などで税額が変更になる場合や、結婚・離婚などにより保育料算定の対象者が変わる場合は、原則として事実の判明した月の翌月から保育料を変更します。ただし、婚姻等については、変更手続きの有無によって不公平を生じさせないため、事実が発生した月の翌月まで遡って保育料を変更することがあります。
- 保育料決定後に税務署で確定申告や修正申告をされた場合、保育料の階層が変更になる場合があります。申告内容は市役所にも伝えられますが、事務処理上時間を要する場合がありますので、税額の変更が生じましたら、確定申告書や修正申告書の控えを保育支援課までお持ちください。適正な税額計算のため、市民税課へ案内させていただきます。
- 結婚や離婚などの手続きを戸籍・住民票担当課（市民課）で行われても、その手続き内容が自動的に保育支援課に共有されるわけではありません。保育料が変更となる場合がありますので、世帯状況に変更が生じた場合は、同時に保育支援課で変更の手続きを行ってください。
- 手続きが遅れた場合や世帯状況の変更について保育支援課へ手続きをされていなかった場合は、保育料を遡って徴収させていただくことがありますので、ご注意ください。
- 離婚していても入所児童と同居している場合や生計を一にしている場合、別居していても戸籍上の入所児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ保育料を算定します。
- 税法上、入所児童の扶養者が父母以外の場合（たとえば祖父母等）は、入所児童の扶養者の税額が保育料の算定根拠となる場合があります。
- その他保育支援課の調査により、税額の変更が確認された場合、保育料が変更となることがあります。

P.14～16 に令和 4 年度の保育料徴収額表及び留意事項を掲載していますので、ご参照ください。令和 5 年度以降は、制度改正などにより徴収額などが変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- ◆ 2号…満 3 歳以上で、保育認定を受け、通園する場合
- ◆ 3号…満 3 歳未満で、保育認定を受け、通園する場合

令和4年度 宇治市保育所等保育料徴収額表(2・3号認定)

支給認定ことにも係る支給認定保護者の属する世帯の階層区分		徴収額(月額)					
		保育標準時間認定 3歳未満児クラス			保育短時間認定 3歳未満児クラス		
階層区分	定義	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世帯又は里親世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B階層	A階層を除き、市町村住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	B	市町村住民税非課税世帯 その他	0	0	0	0	0
C階層	A階層を除き、市町村住民税課税世帯	C1	市町村住民税所得割課税額48,600円未満である世帯	0	0	6,800	0
		C2	市町村住民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等	6,950	0	0	0
	C3	同 97,000円以上169,000円未満である世帯	13,700	6,850	0	13,400	6,700
	C4	同 169,000円以上301,000円未満である世帯	6,950	0	0	6,800	0
	C5	同 301,000円以上397,000円未満である世帯	22,900	11,450	0	22,500	11,250
	C6	同 397,000円以上である世帯	37,000	18,500	0	36,300	18,150

(備考)

- ① 令和4年度の保育料は、令和4年4月から令和4年9月分までは令和3年度の市町村住民税額、令和4年9月分までは令和4年度の市町村住民税額で算定します。
- ② 同一世帯に属する就学前児童が同時に2人以上、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)している又は、家庭的保育施設・小規模保育施設・児童発達支援及び医療型児童発達支援センター(出生の届出による。以下同じ。)の原重の保育料を2人目適用額とし、3人目以降の原重の保育料を無料とします。ただし、幼稚園・市外の認定こども園(1号認定)、特別支援学校幼稚園・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は、児童発達支援及び医療型児童発達支援センター(出生の届出による)の適用を受ける場合は、申請が必要となります。
- ③ ひとり親世帯等で、C1階層及びC2階層のうち、市町村住民税所得割額が77,101円未満の場合、第1子の年齢にかかわらず第2子以降の保育料が無料となります。
- ④ C1階層及びC2階層のうち市町村住民税所得割額57,700円未満の世帯の場合、第1子、第2子の年齢にかかわらず第2子の保育料が2人目適用額、第3子以降の保育料が無料となります。
- ⑤ C1階層、C2階層における「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害児(者)同居世帯をいいます。
- ⑥ 保育料の算定根拠となる所得割額には、住宅借入金等特別控除(ローン控除)や寄付金控除等の税額控除については適用されません。
- ⑦ 市町村住民税額の変更等による保育料変更は、原則として翌月の翌月分より区分するものとします。当該年度中はその年齢を適用します。
- ⑧ 年齢は、保育の実施がとられた年度の初日における満年齢により区分するものとします。当該年度中はその年齢を適用します。
- ⑨ 2号認定のうち3歳児クラス以上の保育料は無料です。

保育料・給食費に関する留意事項【参考】（令和4年度現在）

この留意事項は令和4年度の内容であり、今後変更になる可能性がありますので、ご承知おください。

多子世帯の保育料減免について（2・3号）

減免の種類	要件	助成内容	申請
国の減免制度	ひとり親世帯等で、C1階層及びC2階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯	【3歳未満児クラス】 第1子の保育料が基準額、さらに第1子の年齢にかかわらず第2子以降の保育料が無料	不要
		【3歳以上児クラス】 副食費が無料	
	上欄の世帯以外で、C1階層及びC2階層のうち、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯	【3歳未満児クラス】 第1子、第2子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が2人目適用額、第3子以降の保育料が無料	
		【3歳以上児クラス】 副食費が無料	
多子軽減	保育所等在園児の兄・姉が下記施設を利用している世帯(所得制限は設けない) 対象施設：幼稚園・市外の認定こども園（1号認定）・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援及び医療型児童発達支援を提供する施設	【3歳未満児クラス】 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に、第2子の保育料が2人目適用額、第3子以降の保育料が無料	必要
		【3歳以上児クラス】 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に数えて第3子以降の副食費が無料	
府の減免制度	C2階層の一部(市町村民税所得割額が77,101円以上のひとり親世帯等又は57,700円以上のひとり親世帯等ではない世帯)及びC3階層の世帯	【3歳未満児クラス】 18歳未満の兄弟姉妹の中で、保育所等に入所している第3子以降の保育料が無料	必要
		【3歳以上児クラス】 18歳未満の兄弟姉妹の中で、保育所等に入所している第3子以降の副食費が無料	

※ 1号認定の副食費免除対象は、下記のとおりです。

- ◆ A・B・C1階層及びC2階層の一部（市町村民税所得割額77,101円未満）の世帯の子ども
- ◆ 小学校・幼稚園・保育所等に通う同一世帯のきょうだいのうち、小学校3年生以下の年長の子どもから数えて第3子以降の子ども

※ C1、C2階層における「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）同居世帯をいいます。該当する場合は、その事実を確認できる書類を提出していただく必要があります。

保育料の納付方法

* 認定こども園 *

認定こども園、家庭的保育施設、小規模保育施設の保育料や給食費は直接施設にお支払いいただきます。支払方法・支払日は施設にご確認ください。

* 保育所（園） *

公立、民間保育所（園）の毎月の保育料は、宇治市指定（代理）金融機関において、口座振替によりお支払いいただきます。保育所（園）への入所決定後に、「宇治市保育所保育料（公立保育所給食費）振替納付依頼書」を郵送しますので、ご提出ください。

※公立保育所の3～5歳児は、給食費を同様にお支払いいただきます。

※民間保育所（園）の給食費は直接施設にお支払いいただきます。支払方法・支払日は施設にご確認ください。

支払方法	内容	手続き
口座振替	宇治市指定(代理)金融機関のみの取扱いとなります。毎月末(休業日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。	「宇治市保育所保育料(公立保育所給食費)振替納付依頼書」に必要事項を記入し、金融機関お届け印を押印のうえ、金融機関又は保育支援課へご提出ください。ただし、ゆうちょ銀行の口座からの引き落としを希望される場合は、保育支援課にご提出ください。
納付書による振込	保育支援課から送付する納付書で、毎月末(休業日の場合は翌営業日)までに下記の金融機関またはコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでお支払いください。	口座振替の手続きをされていない場合、保育支援課よりご自宅へ納付書を郵送します。

* 口座振替における注意事項 *

- ◆ 手続きに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 口座の変更及び解約をされる場合は、保育支援課までご連絡ください。
- ◆ 「宇治市保育所保育料（公立保育所給食費）振替納付依頼書」は入所している子ども1人につき1部必要です。
- ◆ 残高不足などで引き落としできなかった場合、再度引き落としは行いませんので、翌月20日頃に届く督促状に同封されている納付書にてお支払いください。

* 宇治市指定（収納代理）金融機関 *

銀行	京都・三菱 UFJ・三井住友・みずほ・りそな・南都・池田泉州・滋賀・関西みらい・徳島大正 ゆうちょ（近畿2府4県）
信用金庫	京都・京都中央
その他	京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫・近畿産業信用組合・京滋信用組合

※令和4年度の内容であり、今後変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

* 保育料は必ず期限までにお納めください *

保育料を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、保育現場に大きな影響を与え、現在の保育サービスが維持できなくなる恐れがあります。宇治市では、公平性の確保と保育サービスの維持・向上を図るため、滞納者対策として次の取組みを進めています。

- ◆ 保育所等からの納付指導
- ◆ 自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収
- ◆ 滞納処分（預貯金や給与などの差押）
- ◆ 児童手当からの徴収

未納のまま放置されますと、納付の意思がないものと判断され、処分を受ける場合がありますのでご注意ください。何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付などのご相談に応じますので、お早めに保育支援課までご連絡をお願いします。

マイナンバーの記載と本人確認書類提示について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、教育・保育給付認定申請書に個人番号（以下「マイナンバー」という。）の記入が必要となります。マイナンバーは、保育料算定・徴収及び教育・保育給付認定に係る事務において利用します。マイナンバーを利用する手続きの際には、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認を行います。

本人確認では、

- ① 正しいマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認）と、
- ② 手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。

マイナンバーカードをご提示の場合はマイナンバーカードのみでマイナンバーと本人確認が可能です。それ以外の場合は下記の確認書類等が必要となります。

(1) マイナンバー確認（いずれか）

- ① 通知カード
- ② マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

(2) 本人確認（いずれか）

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書等、顔写真付きの公的な本人確認書類
- ② ①の書類がない場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等から2つ以上

※ 市が本人確認を行うのは、教育・保育給付認定申請に来られた保護者です。

※ 他市町村にお住まいで郵送にて申請される場合や、保育所等へ申請書を提出される場合は、マイナンバー及び本人確認書類の写しを同封してください。



記入例

令和5年度 保育所等入所申込書 (保育児童台帳)

※市記入欄

令和 4 年 12 月 1 日

宇治市福祉事務所長 宛て

入所保育所等名称	
こどもコード	

保育所等への入所につき次のとおり申込みます。

住所 (居住予定地)		〒 611-8501 宇治市 宇治琵琶33番地		第1 連絡先	(父・母) 090-◆◆◆◆-▲▲▲▲	
				第2 連絡先	(父・母) 080-■●●■-●●●●	
前住所	令和4年1月1日 時点の住所	父	〒 ●●●-●●●● 京都市○○区～	4 年 10 月 宇治市へ転入(転入予定)		
	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	母	〒 ■■■■-■■■■■ □父と同じ 久御山町～	4 年 10 月 宇治市へ転入(転入予定)		
	令和5年1月1日 時点の住所	父	〒	年 月 宇治市へ転入(転入予定)		
	<input type="checkbox"/> 同上 <input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ	母	〒 □父と同じ	年 月 宇治市へ転入(転入予定)		
申請者 (保護者氏名)		宇治 太郎				
氏名		続柄	生年月日	職業、学校名、 保育所等名など	同居・別居の別	備考
申込児童	(ふりがな) うじ はるこ 宇治 春子 (男・ <input checked="" type="radio"/> 女)	本人	○. ○. ○			
生計を一にする世帯員	(ふりがな) うじ たろう 宇治 太郎	父	○. ○. ○	会社員	同居・ <input checked="" type="radio"/> 別居	○○県に単身赴任中
	(ふりがな) うじ はなこ 宇治 花子	母	○. ○. ○	パート	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居	
	(ふりがな) うじ いちろう 宇治 一郎	兄	○. ○. ○	○○小学校	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居	
	(ふりがな) うじ なつお 宇治 夏男	祖父	○. ○. ○	会社員	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居	
	(ふりがな) うじ あきこ 宇治 秋子	祖母	○. ○. ○	専業主婦	<input checked="" type="radio"/> 同居・別居	
	(ふりがな)					同居・別居
認定保育所(園)	第1希望	○○保育園		(満5か月～2歳児のみ) 小規模的保育施設	第1希望	家庭的 <input type="checkbox"/> 小規模 <input checked="" type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/>
	第2希望	△△こども園 <input type="checkbox"/> 希望なし			第2希望	家庭的 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/>
	第3希望	<input checked="" type="checkbox"/> 希望なし			第3希望	家庭的 <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 希望なし <input checked="" type="checkbox"/>
入所希望年月日		令和 5 年 4 月 1 日				

<注意事項>

- 第1希望欄を除き、入所を希望する保育所(園)・認定こども園や家庭的保育施設・小規模保育施設がない場合は「希望なし」にチェックを入れてください。希望した保育所等以外の選考は行いません。
- 転入予定の方は、保育所等に入所する月の1日までに、必ず住民票を宇治市に移してください。
- 申込締切日までは、希望園の追加及び変更が可能ですので、保育支援課までご連絡ください。
- 育児休業取得中の方については、保育所等に入所することが決まった場合、入所月中に育児休業を切り上げて復職することが入所の条件です。復職日が入所月の翌月以降にならないよう注意してください。
- 長期間(概ね1か月以上)にわたって保育所等を欠席した場合は、保育の必要性を欠くものとみなし、保育の実施を解除することがあります。
- 申込み時点と入所が内定した時点とで住所や勤務場所等に変更があるなど、やむを得ない理由がない場合の辞退は受け付けません。

保育所等入所申込補助票

1. 現在、児童はどうしていますか？ 該当するものに○をして、記入してください。

ア	家で見てい→父・母・その他 () / 勤務先に連れて行く / 祖父母宅に預けている
イ	保育所等に預けている。 保育所(園)・認定こども園(2・3号認定)・家庭的保育施設・小規模保育施設・事業所内保育施設 名称：() 保育時間：() ~ () 所在地：() 保育期間：() 年 月 ~ () 年 月
ウ	幼稚園等に預けている。 幼稚園・認定こども園(1号認定)・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部 名称：() 保育期間：() 年 月 ~ () 年 月 所在地：() 預かり保育の利用：月() 回程度利用 <small>※預かり保育については、保育所等入所の要件を満たす場合のみ記入してください。</small>
エ	認可外保育施設等に預けている。(※保育所等入所の要件を満たす場合の利用に限る) 保育所(園)・企業主導型保育施設・託児所・ベビーホテル・院内保育・病児保育事業 一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業等 名称：() ○○○こども園 () 月(10) 回程度利用

※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、市外の保育所等を利用されている方は、利用を証明する書類の提出により、入所選考において加点対象となる場合があります。詳しくは、別紙「宇治市保育所等入所選考基準」をご覧ください。

2. 生活保護の状況

生活保護を	a. 受給している ● 受給開始年月 () 年 () 月 ~ () 年 () 月 ● ケースワーカー ()
	b. 相談中
	<input checked="" type="radio"/> c. 受給していない

3. 送迎について

送迎者	朝	<input checked="" type="radio"/> 母親	・父親	・祖父	・祖母	・その他 ()
	夕	<input checked="" type="radio"/> 母親	・父親	・祖父	・祖母	・その他 ()
	緊急	<input checked="" type="radio"/> 母親	・父親	・祖父	・祖母	・その他 ()

4. 兄弟同時申込について (2人以上の子どもを同時に申し込む場合のみ記入してください。)

・施設について：	<input checked="" type="radio"/> a. 同一施設に入所できるまで待つ	b. 別の施設でもやむを得ない
・入所時期について：	<input checked="" type="radio"/> a. 同時入所を希望する	b. 入所できる児童から入所を希望する

5. 祖父母について

		氏 名	住 所
父 方	祖父	宇治 夏男	宇治市宇治琵琶33番地
	祖母	宇治 秋子	宇治市宇治琵琶33番地
母 方	祖父	京都 次郎	京都市○区○町○丁目○番地
	祖母	京都 冬子	京都市○区○町○丁目○番地

6. 在宅障害児(者)について

- ・保育所等入所申込書に記入された同居親族のうち、障害をお持ちの方が いる いない
- ・「いる」にされた方のみ記入してください。

氏名		
障害の等級など <small>該当するものに☑、等級を記入してください</small>	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 ()	<input type="checkbox"/> 療育手帳 ()
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 () 級	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 () 級
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給
	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金受給	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金受給

※各種手帳・受給者証等の写しを提出していただく必要があります。

【市記入欄】

確認

【保護者記入欄】

申込児童名
宇治 春子

児童健康状況票

お子さんの健康状態についてご記入ください。
こちらは、適切な保育を実施するためのものです。

1. 現在、長期にわたり、通院治療または療育等を受けていますか？

該当する項目に☑を記入し、「有」の場合はかっこ内に施設名を記入してください。

- (1) 通院治療 無 有 (施設名：)
- (2) 療育等 無 有 (施設名：)

2. 健康診査状況について

(1) 受けられた健康診査に☑を記入してください。

- 3か月児 10か月児 1歳8か月児 3歳児 その他 ()

(2) 健康診査を受診された際に、指摘されたことがありましたか？

該当する項目に☑を記入してください。

- はい
- 身長や体重に関すること (3か月児 10か月児 1歳8か月児 3歳児)
→具体的に ()
- 身体面、運動に関すること (3か月児 10か月児 1歳8か月児 3歳児)
→具体的に ()
- 言葉に関すること (3か月児 10か月児 1歳8か月児 3歳児)
→具体的に (**ことばの数が少ない。**)
- 行動(落ち着きなど)に関すること (10か月児 1歳8か月児 3歳児)
→具体的に ()
- 対人関係(マイペースなど)に関すること (10か月児 1歳8か月児 3歳児)
→具体的に (**ひとり遊びが多く、マイペース。**)
- いいえ

(3) 上記の健康診査以降の状況について、該当する項目に☑を記入してください。

- 発達相談を受け、今も継続して相談を受けている。(次回予定： 年 月頃)
- 発達相談を受けたが、今は改善し特に問題はなく、発達相談も終了している。
- 次の健診で様子を見ることになっている。
- 特に何もしていない。

具体的な相談内容を教えてください。(「特に何もしていない」を選択した場合は記入不要)

<p>2歳の時、発達相談を受けた。ことば数も増え、大人や友だちとあやとりを楽しみながら遊ぶ力が育ってきたということで、発達相談は終了した。</p>
--

- (4) アレルギー 無 有 (卵アレルギー)
- (5) 今、お子さんのことで、何か気になることや、心配なことがあれば、お書きください。

<p>特になし。</p>

(6) 以下に該当する場合は、☑を記入し、かっこ内の該当事項を選択・記入してください。

- 身体障害者手帳 受けている (1・2・3・4級) 申請中 (月 日)
- 療育手帳 受けている (A・B) 申請中 (月 日)
- 特別児童扶養手当 受けている (1・2級) 申請中 (月 日)

子どものための教育・保育給付 認定申請書

令和 4 年 12 月 1 日

宇治市長 宛て

子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条の規定に基づき、下記のとおり、法第19条に規定する要件の認定を申請します。

また、支給認定証発行にあたり、申請後30日を過ぎて発行されることに同意します。

併せて、事務処理上必要な場合において、関係部署(税務担当課、戸籍・住民票担当課、生活保護担当課、児童福祉・学童保育担当課、障害福祉担当課、教育担当課)間の個人情報の収集・利用・提供を行うことに同意します。

保護者や申請児童の情報を記入して下さい。

住所 (居住予定地)	〒 611-8501 宇治市 宇治琵琶33番地		
保護者1氏名	(ふりがな) うじ たろう	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	宇治 太郎	○年 ○月 ○日	○○○○ ○○○○ ○○○○
保護者2氏名	(ふりがな) うじ はなこ	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	宇治 花子	○年 ○月 ○日	○○○○ ○○○○ ○○○○
申請児童	(ふりがな) うじ はるこ	生年月日	個人番号(マイナンバー)
	宇治 春子	○年 ○月 ○日	○○○○ ○○○○ ○○○○

番号確認 本人確認

申請する認定区分について記入して下さい。□

	認定区分 (該当する認定区分に☑を記入してください。)
<input type="checkbox"/>	1号認定 (満3歳以上で、教育標準時間認定を希望する。)
<input type="checkbox"/>	2号認定 (満3歳以上で、保育認定を希望する。)
<input checked="" type="checkbox"/>	3号認定 (満3歳未満で、保育認定を希望する。)

※時間の認定について、短時間認定を希望する場合はチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	標準時間認定(11時間の保育)相当の就労状況などであるが、短時間認定(8時間の保育)を希望する。
--------------------------	--

保育所等一覧（令和4年11月1日現在）

	施設名	所在地	電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	入所月齢	2・3号 定員
公立 保育所	宇治保育所	宇治式番 84-10	39-9211	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30	2 か月	165
	小倉双葉園保育所	小倉町西畑 13	39-9207					220
	西小倉保育所	伊勢田町遊田 69	39-9215					100
	大久保保育所	大久保町旦椋 25	39-9302					120
	北木幡保育所	木幡陣ノ内 1	39-9221					120
	善法保育所	宇治善法 116-2	39-9223					50
	木幡保育所	木幡東中 10-2	39-9213	7:00~19:00	165			
民間 保育所 (園)	広野保育所	広野町丸山 9	43-0242	7:00~19:00 (土 7:00~16:30)	7:00~18:00	8:00~16:00	5 か月	160
	なかよし保育園 (本園・分園)	本園：羽戸山一丁目8-4 分園：五ヶ庄二番割 5-5	本園：32-5335 分園：32-5580	7:00~18:30 (土 7:00~18:00)	7:30~18:30	8:30~16:30	2 か月	150
	くりくま保育園	大久保町平盛 42-3	44-4621	7:00~19:00 (土 7:00~18:00)	7:30~18:30	8:30~16:30	2 か月	120
	あさひ保育園	菟道大垣内 10	24-1551	7:00~19:00 (土 7:00~18:30)	7:30~18:30	8:30~16:30	2 か月	165
	みんなのき Hana 保育園	宇治里尻 5-9 ゆめりあうじ 2 階	21-8739	7:00~22:00	7:00~18:00	8:30~16:30	3 か月	60

* みんなのき Hana 保育園及び南浦くすのき幼保連携型認定こども園について *

みんなのき Hana 保育園及び南浦くすのき幼保連携型認定こども園の4月新規入所は、原則0~2歳児クラスのみのお受けとなり、3歳児以上クラスのお子様には入所を希望していただきません。

* 宇治保育所及び木幡保育所について *

宇治保育所及び木幡保育所では、入所児童数等の状況から4歳児と5歳児で混合クラスを実施しています。従って、両保育所の4歳児と5歳児につきましては、4歳児クラス、5歳児クラス、4・5歳児混合クラスの3つのクラスで保育を実施しています。

	施設名	所在地	電話番号	開所時間	保育標準時間	保育短時間	入所月齢	2・3号 定員
認 定 こ ど も 園	登りこども園 (本園・分園)	本園：木幡赤塚 8-1 分園：木幡須留 7-1	本園：32-3811 分園：38-1235	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	5 か月	360
	第2 登りこども園	六地藏奈良町 74-1 パティオ六地藏ガ・ミッドモル3階	38-0113	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	5 か月	90
	幼保連携型認定こども園 みんなのき三室戸こども園	菟道荒槇 37	23-3224	7:00～19:00 (± 7:00～18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30	3 か月	200
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄葉こども園 (本園)	五ヶ庄梅林 72-9	31-3715	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	3 か月	190
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄葉こども園 (分園)	木幡西浦 38-9	33-3303	7:00～19:00 (± 7:00～18:00)	7:00～18:00	8:30～16:30	3 か月	
	南浦幼保連携型 認定こども園	小倉町南浦 62-57	23-5882	7:00～19:00 (± 7:30～17:00)	7:00～18:00	8:30～16:30	3 か月	140
	南浦くすのき幼保連携型 認定こども園	宇治蔭山 10-5	23-0600	7:00～19:00 (± 7:30～17:00)	7:00～18:00	8:30～16:30	3 か月	60
	幼保連携型認定こども園 いずみこども園	槇島町本屋敷 167	20-0064	7:00～19:00 (± 7:00～16:00)	7:30～18:30	8:30～16:30	5 か月	140
	ひいらぎこども園	神明石塚 65-3	44-0652	7:00～19:00 (± 7:30～16:00)	7:00～18:00	8:30～16:30	2 か月	240
	同胞こども園	大久保町旦椋 72-2	44-3632	7:00～20:00 (± 7:00～18:00)	7:00～18:00	8:00～16:00	2 か月	160
	こひつじこども園	小倉町堀池 94-1	20-1295	7:00～20:00 (± 7:00～19:00)	7:30～18:30	8:00～16:00	2 か月	170
	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ 1-6	43-5126	7:00～20:00 (± 7:00～19:00)	7:30～18:30	8:30～16:30	2 か月	210
	明星っ子こども園	五ヶ庄芝ノ東 19-5	32-0704	7:00～19:00 (± 7:30～17:00)	7:30～18:30	8:30～16:30	2 か月	145
槇島ひいらぎ こども園	槇島町大川原 75-1	28-4780	7:00～19:00 (± 7:30～17:30)	7:00～18:00	8:30～16:30	2 か月	180	
のぞみこども園	槇島町園場 14-8	24-1222	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	2 か月	90	

保育所等の見学をご希望
の場合は、必ず事前に保育
所等にTELで確認をしてく
ださい。
ご協力お願いします◎

